

西宮市指定ごみ袋に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市が収集する一般廃棄物（ただし、もやさないごみ、粗大ごみ、死獣などを除いたものをいう。以下同じ）を市民及び事業者等が排出する際に使用する袋（以下「指定袋」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定袋の規格)

第2条 前条に規定する指定袋は、生活系「もやすごみ」、「その他プラスチック製容器包装（以下「その他プラ」という。）」、事業系「可燃ごみ」とし、その規格は別表1のとおりとする。

(指定袋を製造、輸入、販売しようとする者の承認)

第3条 指定袋を製造、輸入、販売しようとする者は、市長に西宮市指定ごみ袋製造等承認申請書（様式第1号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿謄本

イ 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し

ウ 申請する指定袋の見本品

エ 使用する顔料及びインクの成分証明書

オ 指定袋の厚さ及び引張強度（縦・横）、伸び率（％）に関する証明書

カ 販売ルート、西宮市内の予定取引販売店及び販売予定価格一覧表

キ その他必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請について、第2条に定める規格に適合すると認めるときは、申請者に対して承認番号を付して承認書（様式第2号）を交付し、これを認めないときは西宮市指定ごみ袋製造等不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(承認番号の表示義務)

第4条 第3条第3項の承認を受けた者（以下「製造者等」という。）は、指定袋に、承認番号を表示しなければならない。

(製造者等の責務)

第5条 前条第1項の承認を受けた製造者等は、第2条に定める規格を遵守して指定ごみ袋の製造等をするものとし、当該指定ごみ袋を起因として生じる一切の問題については、製造者が誠意をもってこれを対処しなければならない。

2 製造者等は、指定ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

3 製造者等は、市長が指定する時期に袋の社内検査記録および承認袋毎のサンプルを提出しなければならない。

(改善の指示及び承認の取消し等)

第6条 市長は、製造者等が製造、輸入、販売する指定袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるときは、当該製造者等に対しその改善等の指示及び指導（以下「指示等」という。）をするものとする。

2 市長は、前項の指示等を受けた者が該当指示等に従わないときは、当該製造者等に対する承認を取り消し、また当該事実を公表することができる。

- 3 前項の規定により承認を取り消した場合は、市長は西宮市指定ごみ袋製造等承認取消通知書（様式第4号）にて通知するものとする。
- 4 第2項により承認の取消しを受けた者は、直ちに承認書を市長に返還しなければならない。
- 5 市長は、第2項により承認を取り消された者を取消し日から2年間承認することができない。
- 6 市長は、承認を受けていないのに承認を受けた者として指定袋を製造、輸入、販売した者を、その事実が判明した日から2年間承認することができない。
- 7 第2項の規定により承認を取り消された場合、当該取消しにより生じた一切の損害について、市はその責任を負わないものとする。

（指定袋の廃止）

第7条 製造者等が、指定袋の製造、輸入、販売を廃止しようとする場合は、市長に承認書を返還し、西宮市指定ごみ袋製造等廃止届（様式第5号）を提出しなければならない。

（指定袋の追加報告）

第8条 製造者等が、承認を受けた指定袋と異なる指定袋を新たに製造、輸入、販売しようとする場合は、市長に西宮市指定ごみ袋製造等追加申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の追加申請について、第2条に定める規格に適合すると認めるときは、申請者に対して追加承認書（様式第7号）を交付し、これを認めないときは西宮市指定ごみ袋製造等不承認通知書を交付するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

西宮市指定ごみ袋の規格

区分	生活系		事業系
種類	もやすごみ	その他プラ	可燃ごみ
材質	高密度ポリエチレン (白半透明)	低密度ポリエチレン (透明)	低密度ポリエチレン (白半透明)
	<ul style="list-style-type: none"> 石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造・焼却時に発生するCO₂排出量を10%以上削減する効果が期待できる素材を配合すること。 (例：バイオマスポリエチレンを10%以上配合) 他の素材を配合する場合は、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属および塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。 可能な限り再生原料を使用するように努めること。 		
容量	45リットル、30リットル、15リットル、5リットル		90リットル、45リットル
大きさ	<p>・指定袋の大きさは次のサイズとする。</p> <p>【平袋】</p> <p>45リットル：縦800mm×横650mm</p> <p>30リットル：縦700mm×横500mm</p> <p>15リットル：縦500mm×横450mm</p> <p>【U型袋（ガゼット・ベロ付き）】</p> <p>・U型袋のサイズは別図1のとおりとするが、若干の増減は許容し、袋の口を縛った状態で所定の容量のごみを収容でき、なおかつ所定の容量を上回って収容できないようにすること。また、U型袋のベロの形状は、破れにくい形状とし、使用上十分な強度を確保すること。</p>		<p>・指定袋の大きさは次のサイズとする。</p> <p>【平袋】</p> <p>90リットル：縦1000mm×横900mm</p> <p>45リットル：縦800mm×横650mm</p>
厚さ	実測0.02mm以上	実測0.025mm以上	45L：実測0.03mm以上 90L：実測0.04mm以上
引張強度 (縦・横)	29.4MPa (300 kg f/cm ²) 以上	16.7MPa (170 kg f/cm ²) 以上	16.7MPa (170 kg f/cm ²) 以上
伸び率% (縦・横)	150以上	250以上	250以上
色	白半透明	無色透明	白半透明
	<ul style="list-style-type: none"> 着色に使用する顔料は、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属および塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。 		

区分	生活系		事業系
種類	もやすごみ	その他プラ	可燃ごみ
透明度	内容物が識別でき、新聞の活字が透けて読める程度の透明度を有すること。	透明であること。	内容物が識別でき、新聞の活字が透けて読める程度の透明度を有すること。
形態	平袋またはU型袋（ガセット・ベロ付き）		平袋
指定袋の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・片面1色印刷とすること。 ・表示する版のデザインは、西宮市が提供する別図2のとおりとし、承認番号、対象とするごみの種類、イラスト、その他ごみ出しに関する注意事項を表示すること。 ・印刷面は、水をつけた手でもんでインクのはく離がないこと。 ・バイオマスプラスチックを配合する場合は、一般社団法人日本有機資源協会（JORA）の認定を受け、バイオマスマークを表示すること。 ・バイオマスプラスチック以外の素材を配合することにより、本市の要求基準を満たす場合には、配合する素材名・配合率・CO2削減効果等に関する記載を表示すること。 		
表示の印刷色	桃色 DIC PART II 第4版 2626 相当 PANTONE Pink C 相当	水色 DIC 第20版 180 相当 PANTONE 313C 相当	黒色 DIC 又 PANTONE BLACK 相当
	表示に使用するインクは、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属および塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。		
製袋加工精度	<ul style="list-style-type: none"> ・シール状態：空気を入れて外部より圧力を加えたとき、シール部より破れないこと。 ・開口性：切り口を軽く左右に滑らすと簡単に開口すること。 ・外観：袋は均質で泡、むら、しわ、フィッシュアイ、異物の混入、ピンホールなどの使用上有害な欠点がなく、かつ、形状が均整で、切断部などの仕上げが良好で、印刷むらが目立たないこと。 ・におい：袋の内外面に異臭（悪臭）がないこと。 		
外装袋の材質等	<ul style="list-style-type: none"> ・材質はポリプロピレンまたはポリエチレンとすること。 ・色および大きさは指定しない。 ・上部および下部については、外装袋を持った際に中の指定袋が落ちない程度のヒートシール強さとすること。 ・指定袋は1枚ごとに容易に取り出せるように折りたたんで外装袋に納め、外装袋にはミシン目を入れた取り出し口を入れること。また、事業系「可燃ごみ」を外装袋から取り出したときに、事業所名等記載欄の印字面が表になるようにすること。 ・「その他プラ」用の外装袋には、上記ミシン目とは反対側のシール（圧着部分）外側の中央に直径8mm～10mmの範囲のパンチ穴を1個設けること。 ・外装袋に収容する指定袋の枚数は指定しない。 		

区分	共通
外装袋の 表示例	<p>表示内容の例は別図3のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示に使用するインクは、指定袋の印刷色と同等色を基本とし、必要に応じて、その他の色を加えることができる。 ・表示に使用するインクは、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属および塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。 ・表示内容が容易に読み取れるように表示すること。 ・文字等の字体、レイアウトは問わない。 ・QRコードは容易に読み取れる色、大きさにすること。 QRコードリンク先 <p>【生活系】</p> <p>https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/gominoshushu/seikatsugomi/seikatsu-gomi.html</p> <p>【事業系】</p> <p>https://www.nishi.or.jp/kurashi/gomi/jigyou_gomi/jigyohaiki.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックを配合する場合は、一般社団法人日本有機資源協会（JORA）の認定を受け、バイオマスマークを表示すること。 ・バイオマスプラスチック以外の素材を配合することにより、本市の要求基準を満たす場合には、配合する素材名・配合率・CO2削減効果等に関する記載を表示すること。 ・プラスチック製容器包装「識別マーク」を表示すること。 ・「西宮市」、「指定ごみ袋」と「生活系」、および「事業系」は大きく表示すること。 ・分別区分の名称は、「もやすごみ」「その他プラ」「可燃ごみ」を表示すること。 ・○○には容量、★★には形状（平袋、U型袋〔取っ手付〕の別）、△△には枚数、◇◇には承認番号を表示すること。 ・西宮市ごみ減量・再資源化推進キャラクター「りーくるくん」を掲載すること。 ・●印は、パンチ穴を示す。「その他プラ」用にはシール外側中央に1個開けること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他プラ」用のU型袋には、中央のベロ部分に、以下のとおりパンチ穴を1個設けること（別図4参照）。 ・厚さおよび引張強度（縦・横）、伸び率（%）については、材質または厚さが異なるごとに、申請者およびその者に関連する組織以外の第三者の公的検査機関が発行する検査結果を提出すること。 ・使用する顔料、インクについては、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属および塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないことを証明する成分証明書を提出すること。 ・家庭用品品質表示法及び日本工業規格を参考にすること。